



大牟田市運送事業者等支援金

原油価格の高騰に直面している運送事業者等に対し、事業継続を応援するため、対象車両の台数に応じて支援金を給付します。

■ **対象** 令和4年7月1日時点において大牟田市内に本社または営業所を有し、次の事業を営む中小企業者が、事業の用に供する登録車両

- ①貨物自動車運送事業（トラック運送）
- ②一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）
- ③一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、介護タクシー）
- ④自動車運転代行業

※自動車検査証において、市内を使用の本拠とした事業用車両に限る。

※①においては、自動車の種別が、被けん引車や特種・特殊車両を除く。

■ **支給額** ①②…対象車両1台につき一律2万円、③④…対象車両1台につき一律1万円

■ **申請期間** 令和4年7月1日～令和4年9月30日

■ **問合せ** 産業振興課 事業者向け相談窓口

☎41-2525（平日9:00～12:00、13:00～17:00）



市

からのお知らせ

01

民生委員・児童委員の一斉改選が行われます

■問合せ 福祉課総務企画担当 ☎85-0470

民生委員・児童委員の任期は3年間で、現任の委員の任期は令和4年11月30日までです。現在、新たな民生委員・児童委員の候補者の選出が行われています。候補者の選出に皆さんの協力をお願いします。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣に委嘱された特別職の地方公務員です。地域の皆さんの立場に立って相談に応じたり、関係機関と連絡を取りあったりするなど、支援が必要な人のために活動を行っています。また、全ての民生委員は、児童委員を兼ねているので、子どもに関する相談や支援活動も行います。

民生委員・児童委員の中には、子育て家庭への支援活動などを専門的に行う主任児童委員もいます。

現在の市内の民生委員・児童委員の定数は295人で、そのうち主任児童委員の数は38人です。

選出方法は

各校区には「民生委員推薦準備会」が設置されています。校区まちづくり協議会・校区町内公民館連絡協議会や校区社会福祉協議会など、各種地域団体の代表者で構成されており、この準備会から候補者の選出が行われます。民生委員・児童委員に欠員が

生じたときは、その地域に相談相手がないなどの支障がでます。推薦準備会から打診があった場合には、引き受けていただくよう、お願いします。

推薦準備会から選出された候補者は、「大牟田市民生委員推薦会」の審議を経て、県に推薦され、厚生労働大臣により民生委員・児童委員として委嘱されます。

改選後の民生委員・児童委員は、『広報おむた』12月15日号でお知らせします。

大牟田市の民生委員・児童委員の活動紹介リーフレットができました。地域の民生委員・児童委員や、福祉課の総務企画担当窓口で配布しています。



02 夏の！マイナンバーカードととてもお得なキャンペーンはじめます！

■問合せ 市民課 ☎41-2602

マイナンバーカードの普及を図るため「夏の！マイナンバーカードととてもお得なキャンペーン」を実施します。買い物やお出かけついでに申請ができるよう、特別申請窓口も開設します。まだ、お持ちでないあなた！この機会に申請しませんか？

◆「夏の！マイナンバーカードととてもお得なキャンペーン」概要◆

- ▶ **キャンペーン期間** 7月1日(金)～9月30日(金)
- ▶ **対象** 上記期間中に初めてマイナンバーカードの交付申請をした人
- ▶ **申請窓口** ①市民課窓口 (平日および休日窓口開設時に限る。) ②市役所北別館 (平日に限る。ただし、7月13日(水)から再開予定。)
- ▶ **特別申請窓口 (期間中の毎週日曜日午後0時30分～4時開設)** ①イオンモール大牟田 2階ワクチン接種会場横 ②ゆめタウン大牟田店 2階ワクチン接種会場横
- ▶ **費用** 無料(カード紛失等による再交付申請はキャンペーンの対象外、かつ有料)
- ▶ **注意事項** ・必ず、本人が申請してください。
 ※15歳未満等の場合は、親権者等の法定代理人も同行してください。
 ・カードができるまで1～2カ月ほどかかります。
 申請に必要な顔写真の無料撮影サービスも実施します。

特典

申請時に大牟田の特産品をプレゼント

詳しくは
コチラ



※スマホやパソコン等からの申請も対象! 特典は、カード交付時にプレゼント

03 消防車や消防用装備などのペーパークラフトが誕生しました

■問合せ 消防本部警防課 ☎53-3540

「ものづくり」を通して、楽しみながら消防や防災に興味を持ってもらえるよう、消防車や資器材・装備品のペーパークラフトを作成しました。ホームページからダウンロードし、印刷して利用してください(7月1日より、ダウンロード可能)。



ダウンロード
はコチラから

04 介護保険料の納入(納付) 通知書を送送します

65歳以上の皆さんへ

■相談・問合せ 福祉課 介護保険料担当 ☎41-2683

今年度の介護保険料が決定しました。7月中旬以降に介護保険料納入(納付)通知書を送ります。特別徴収(年金天引き)・口座振替以外の人で、納付書が同封されている人は、近くの金融機関・コンビニエンスストアなどで支払ってください。

- ▶ **発送予定** 7月中旬以降
- ▶ **納期限** 通知書に記載

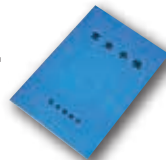
保険料を滞納すると、その滞納期間に応じて給付が制限されます。分割納付や減免の制度もありますので、納付が困難な場合は、早めに相談をしてください。

05

国民年金保険料免除・納付猶予の申請

令和4年7月分～5年6月分

7月から受付開始



■届出・問合せ 日本年金機構大牟田年金事務所 ☎52-5294 保険年金課国民年金担当 ☎41-2607

国民年金保険料の納付が難しい場合は、保険料の免除または納付猶予の申請ができます。所得などが一定の基準に該当すると承認されます。なお、納付猶予は50歳未満の人が対象です。

▶**持ってくる物** 年金手帳または基礎年金番号通知書、本人確認できる物（マイナンバーカード、運転免許証等）

●**離職を理由に申請する場合**

雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証（これらの書類が無い場合は、問い合わせてください）

●**代理人が申請する場合**

委任状※、代理人の本人確認できる物（マイナンバーカード、運転免許証等）

※委任状の様式は、市役所の国民年金担当窓口や日本年金機構のホームページから入手できます（必要事項の記載があれば、様式は自由です）。

※令和3年度の免除・納付猶予申請時に継続審査を希望し、全額免除または納付猶予が承認された人は、7月の申請は不要です。令和4年度の承認または却下通知が届くので、確認してください。

免除の区分と納める保険料

区分	保険料	年金額への反映割合
免除なし	16,590円	全額
1/4免除	12,440円	7/8
半額免除	8,300円	3/4
3/4免除	4,150円	5/8
全額免除	—	1/2
納付猶予	—	追納しないと反映なし

※保険料は令和4年4月～令和5年3月までの月額

06

情報公開・個人情報保護制度の運用状況を報告します

～令和3年度の運用状況報告～

■問合せ 情報公開センター ☎41-2512

情報公開制度とは

- ・市が保有する公文書を市民の皆さんが公開請求する権利を保障するもの（請求は誰でもできます）

個人情報保護制度とは

- ・公文書に記録された個人情報を、本人が開示請求する権利を保障するもの
- ・市が保有する個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるもの

両制度の運用状況の概要

表1 公文書公開請求の処理状況（単位：件）

公開請求	公開請求に係る決定					審査請求
	公開	一部公開	非公開（不存在）	取り下げ	却下	
172	20	148	7 (7)	3	0	0

●**公文書公開請求の主な内容**

- ・工事設計書の内訳に関すること
- ・業務委託見積結果に関すること

表2 個人情報開示請求の処理状況（単位：件）

開示請求	開示請求に係る決定					審査請求
	開示	一部開示	非開示（不存在）	取り下げ	却下	
12	7	1	3 (3)	0	1	0

●**個人情報開示請求の主な内容**

- ・印鑑登録証明書交付申請書に関すること
- ・診断書に関すること

※表1および表2の（ ）内は内数です。

※表1は、1つの請求に対して2つの決定をしたものがあるため、決定の合計は請求の件数と一致しません。

※詳しい内容は、情報公開センターや市ホームページで見ることができます。

07 大牟田市民憲章が制定 40 周年を迎えます

■問合せ 地域コミュニティ推進課 ☎41-2614

大牟田市民憲章制定40周年

大牟田市民憲章は、大牟田のまちを明るく、豊かな、住みよいまちにするために、みずからの責任において互いに力を合わせまちづくりを行うことを市民みずからが宣言し制定されたもので、今年で40周年を迎えます。

大牟田市民憲章推進委員会では、そうした市民憲章に掲げられている理念を目標として、まちの環境美化や市民憲章の周知啓発など、市民憲章の推進活動に積極的に取り組んでいます。

大牟田市民憲章制定40周年という節目の年に、大牟田市民憲章の理念が、次世代へ着実に引き継がれていくよう、一層の普及・啓発活動に取り組んでいきます。

大牟田市民憲章（昭和57年7月21日制定）

私たちは、三池山と有明の海に抱かれ、燃ゆる石のふる里に住む大牟田市民です。

私たちは、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田の町をきずくため、この憲章を定めます。

- 1.活気ある豊かな町にしましょう。
- 1.自然と調和したきれいな町にしましょう。
- 1.教育を重んじ、文化をはぐくむ、健やかな町にしましょう。
- 1.親切な、心あたたかい町にしましょう。
- 1.きまりを守り明るい町にしましょう。



市民憲章碑（市役所玄関前）

大牟田市民憲章とSDGs

市民の心のよりどころとなってきた市民憲章の理念は、国内外のさまざまな課題解決のために示されている「SDGs」の精神にも通じています。

1.活気ある豊かな町にしましょう。



1.自然と調和したきれいな町にしましょう。



1.教育を重んじ、文化をはぐくむ、健やかな町にしましょう。



1.親切な、心あたたかい町にしましょう。



1.きまりを守り明るい町にしましょう。



市民憲章推進委員会の主な活動



■街路美化

「自然と調和したきれいな町にしましょう」の実践活動として、国道208号沿いの歩道の清掃や花壇への花苗の植栽など、環境美化活動を行っています。

■市民憲章の周知啓発

市民憲章の唱和活動や小学生などへの啓発グッズの配布など、周知啓発活動に取り組んでいます。

総合体育館建設に伴う市民憲章碑の移設について

総合体育館の建設に伴い、予定地内の市民憲章碑の全体移設を計画していました。しかし、工事着手後に構造上の問題が判明し、部分的に移設する計画に見直しています。

現在は移設作業を終え、延命庁舎敷地内に仮置きしています。総合体育館の竣工に合わせて、令和5年度末に延命公園内への再設置を予定しています。



市民憲章碑（延命公園内）